

～建築物耐風対策支援事業のご案内～
瓦屋根の耐風診断を支援します！

近年、台風などの強風により瓦が飛散する被害が多発することを受け、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月から瓦の留め付け方法に関する基準が強化されました。敦賀市では、強風等による瓦の飛散などの被害の軽減及び安全性の確保・向上を図るため、耐風診断費用の一部を補助します。

○個人負担額
3,000円

○対象建築物(以下のすべてに該当)

- ・瓦屋根(粘土瓦、セメント瓦)の建築物
- ・市内のDID地区内に存在する建築物
- ・令和3年12月31日までに建築された建築物
- ・過去に市の要綱に基づく耐風診断を行っていない建築物

○対象者(以下のすべてに該当)

- ・瓦屋根の建築物の所有者又は相続人
- ・敦賀市税の滞納がない方
- ・暴力団対策法に規定する暴力団員でない方

○申込方法

申込書に必要事項を記入の上、添付書類と共に住宅政策課に提出をお願いします。

申込先：敦賀市役所 3階 住宅政策課

申込書：上記窓口にて配布しております。

ホームページからダウンロードもできます。

～DID地区(人口集中地区)～

国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口が5,000人以上となる地区

～耐風診断～

市より委託を受けた福井県屋根工事業協同組合から、瓦屋根診断技士が派遣され、現地調査を行い、診断結果を報告します。

※診断日時は、瓦屋根診断技士から連絡し、調整させていただきます。

※診断調査には必ず立会をお願いします。

◇診断項目◇ 瓦屋根診断技士が屋根に上り確認します。

- ・瓦にずれや浮き上がりが生じていないか
- ・瓦が著しく破損していないか
- ・瓦の各部位の緊結状況や劣化状況
- ・くぎ、ねじの仕様等



建築基準法の告示基準に適合しているか否か判定

◇耐風診断報告書◇

瓦屋根診断技士が診断結果や改修工法の提案について報告書にまとめ、説明します。

○お問い合わせ先(申込書提出先)

敦賀市建設部住宅政策課

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号(市役所3階)

TEL：22-8141